別紙第10号書式［第42条］

<table>
<tr><td colspan="6">調　査　決　定　報　告　書</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">納入者
（住　所）
（氏　　名）</td><td colspan="4">第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="4">（年　　度　　区　　分）</td></tr>
<tr><td colspan="4">（会　　計　　名　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（部）</td><td colspan="2">（款）</td><td colspan="2">（項）</td></tr>
<tr><td>（目）</td><td colspan="2">（主管又は所管名）</td><td colspan="3">（取扱庁名）</td></tr>
<tr><td>金</td><td></td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td><td>十</td><td>銭</td></tr>
<tr><td colspan="9">納　付　目　的
納　付　期　限　　年　　月　　日　限
納　付　場　所
上記のとおり調査決定したので報告します。
年　　月　　日
（何庁歳入徴収官何某所属分任歳入
徴収官又は分任歳入徴収官代理
官　職　　氏　　名　　）　印</td></tr>
</table>

備考

1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列5とする。

2　相殺又は徴収決定外誤納により調査決定をしたものについては、納付目的の欄にその旨を付記すること。

3　特別会計においては、科目欄は適宜必要な科目区分(勘定別を含む。)によることができる。

4　各省各庁の長が特に必要と認めるときは、この書式に掲げる事項を備えた別の書式をもつて調査決定報告書とすることができる。この場合には、第1号によらないことができる。